

情報開示で「知る権利」を現実のものにし、町側の専横にくさびを打ち込んだ判決
「核のゴミ」の地方への押しつけに反対しよう！

弁護士 谷 次郎（大阪弁護士会）

北海道の日本海側に位置する寿都（すっつ）町は、今、原発の高レベル放射性廃棄物（いわゆる核のゴミ）の最終処分場に関する文献調査の問題で大きく揺れています。核のゴミの文献調査に反対する寿都町民は「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」（以下「町民の会」という）を結成し、活動しています。

▼2020年9月、NHKが2020年2月から8月までの寿都町議会の全員協議会の議事録を入手したとして、その内容を報道しました。その報道によると、片岡春雄町長が「町民に伺いを立てて勉強会をするっていったらかえって面倒な話になる」などと述べたりしていたとのこと。

町政にとっての重大問題を密室で決めるのはおかしいと考えた町民の会では、会員のAさんを請求人として、寿都町情報公開条例（以下「情報公開条例」という）に基づき、寿都町議会に対して2020年2月から8月に行われた全員協議会の議事録等を対象として公文書開示請求を行いました。それに対して、議会は「全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めされている」として、いわゆる法令秘情報として非開示としました。

Aさんの請求を踏まえ、町民の会では、会員のBさんを請求人として、再度、①2019年1月から2020年11月に行われた全員協議会の議事録等、②全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の内容がわかる文書を対象として公文書開示請求を行いました。しかし、議会は、Aさんと同様の理由で非開示とした上、非開示の根拠であるはずの「取り決め」についても開示しませんでした。

そこで、AさんとBさんは、寿都町を相手取り、各非開示決定の取消などを求めて2021年4月28日に管轄の函館地裁に行政訴訟を提訴しました。

▼私は現在は大阪で弁護士をしています。かつて札幌に数年間住んでいたことがあり、北海道には多少土地勘がありました。そして、大学時代の後輩が、現在、北海道で仕事をしながら在野で寿都町近辺の郷土史研究を精力的に行っており、寿都町の核のゴミ問題の発覚当初から反対の立場でいろいろと動いておられました。その後輩を介する形で、私も寿都町の町民の会の皆さんにつながりを持ち、町民の会の賛同人になり、この裁判も訴訟代理人を引き受けました。実に不思議な人の縁で、感慨深く思っています。

▼裁判の争点は、①全員協議会議事録を開示しないという「取り決め」の存否、②全員協議会の議事録の非公開が、地方自治法の解釈として明らかなのか、または、全員協議会の「取り決め」が法令として扱われるのか、ということです。

町側は、議会全員協議会の自律的決定権が最大限に尊重され優先されるというのが条理である、全員協議会には、条理に基づく非公開の申し合わせがある、などとして、非開示事由に該当する



子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 広報紙 No.39 2022年4月11日発行

「町民の会」広報紙より

と主張しました。

2022年3月29日、函館地裁はAさん・Bさんの請求を認め、公文書非開示決定を取り消しました。判決は、そもそも非開示の「取り決め」があったとは認められず、仮に「取り決め」があったとしても条例所定の非開示理由には当たらないとして、住民側の主張を全面的に認めました。判決では、議会内部の取り決めで開示の是非や範囲が決められるとすれば、町民の知る権利の保障を十全なものにするという条例の目的が没却されることは明らかということも述べられました。

▼判決を踏まえ、Aさん・Bさんは議会に対して控訴断念と議事録開示を求める申し入れを行い、町側も控訴はせず、議事録を全面開示しました。開示された議事録によると、片岡町長は、当初は計画中の洋上風力に関して国を「くすぐる」ために核のゴミに関する勉強会を開始すると言っていたのが、なし崩し的に、かつ、ごり押しで文献調査への応募を決めるに至っており、片岡町長の独断専行が明らかになりました。また、片岡町長は「多くの反対者は風評被害、風評被害って皆さんいます。あなたたちが風評被害ですって私は思っています」と反対運動を誹謗する発言をしていたことも明らかになりました。

▼この裁判は、小さな町の情報公開についての問題を取り上げたに過ぎませんが、背景に核のゴミの地方への押しつけという問題が存在しています。そして、この裁判では、ささやかながらも、憲法21条が保障する表現の自由の前提として、国・公共団体の情報の独占に対して国・公共団体への情報開示を求める権利としての「知る権利」を現実のものにして、町側の専横にくさびを打ち込んだという点において、意義あるものと担当弁護士としては自負しています。

寿都町の核のゴミ問題が発覚してから、町民の会の皆さんは、住民投票条例制定の直接請求、町長選・町議補選、講演会や勉強会、また、自由にトークできる場である「くっちゃべる会」の開催など、「民主主義の学校」を体現するような様々な取り組みを行ってきました。今後、寿都町では2023年には調査の是非を問う住民投票の実施が見込まれています。

皆様にも、北海道の核のゴミ問題に引き続き関心を寄せて頂き、共に反対の声を上げて頂きたいと思います。詳しい情報は、「町民の会」のウェブサイトをご覧ください。

<http://kakugomi.no.cocan.jp/index.html>

寿都町情報公開条例（抜粋）

第1条（目的）

この条例は、町政に対する町民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利その他情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、もつて町民参加による開かれた公正な町政の推進に資することを目的とする。

第7条（実施機関の開示義務）

実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下、「開示請求」という。）があつたときは、当該請求に係る公文書は、原則として開示しなければならない。

第8条（開示してはならない情報）

実施機関は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている公文書については、前条の規定に関わらず開示してはならない。

（中略）

（2）法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報